

令和2年度LINEを活用した教育相談 実施要項 (令和2年4月15日改訂)

1. 目的

近年、スマートフォンの普及に伴い若年層の多くがSNSをコミュニケーションの手段として用いており、電話やメールのみならずSNSを活用した相談体制の構築が求められている。そこで、いじめなど様々な悩みを子どもが直接相談しやすい環境を整え、子どもへの支援の充実に図るために、LINEを活用した教育相談を、府内の小学校、中学校、高等学校、支援学校に通学する児童生徒を対象に実施する。

2. 主催

大阪府教育センター

3. 実施内容

(1) 日程

令和2年4月6日(月)～令和3年3月29日(月)の毎週月曜日(1月4日を除く)及び下記の特設日

令和2年4月7日(火)、4月8日(水)、5月6日(水)、5月7日(木)、8月30日(日)、9月1日(火)、
令和3年1月7日(木)、1月8日(金)

[学校臨時休業期間中の特設日]

令和2年4月15日(水)、4月16日(木)、4月17日(金)、4月21日(火)、4月22日(水)、
4月23日(木)、4月24日(金)、4月28日(火)、4月29日(水)、4月30日(木)、5月1日(金)、
5月5日(火)

(2) 時間

17時～21時(受付時間は20時30分まで。時間内に受信した相談は可能な範囲で対応)

(3) 場所

大阪府教育センターの指定する場所

(4) 対象

府内の小学校、中学校、高等学校、支援学校に通学する児童生徒

4. 実施方法

(1) 相談担当者

外部委託先の専門機関

(2) 児童生徒への周知

LINE相談窓口のQRコードを印字した印刷物を作成し、配付を各校に依頼
(令和元年度と同一のアカウントを使用)

(3) 相談の流れ

- ・児童生徒はLINEアカウントを登録。相談日時・注意点などを自動応答で受信し相談を開始
- ・相談の継続が必要であれば教育センター「すこやか教育相談」や「24時間子供SOSダイヤル」等、他の相談機関を紹介

(4) 緊急事案の対応

府教育庁関係課、府子ども家庭センター、大阪府警察本部等へ連絡・対応依頼・情報提供等を行い、連携を図る。